

令和5年9月定例総会

令和5年9月8日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和5年度第6回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日（金） 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（11人）

農業委員	1 番	上野 貴生
	2 番	野老山卓男
	3 番	尾崎 和代
	4 番	池田 克彦
	5 番	岡崎 直正

推進委員	1 番	安田 泰平
	2 番	弘田 好希
	3 番	田邊 昌一
	4 番	岡田 哲治
	5 番	上野 清吉
	7 番	宮上 昌三

欠席委員（2人）

6 番	坂本 直幸
8 番	岡田 弘重

4. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 その他の件について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

和泉 政彦

事務局係長

岡崎 正嗣

事務局員

田邊 元寛

農業係

藤本 航二郎

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開会致します。

この際、本日の欠席者につきまして、報告いたします。

本日は岡田弘重委員・坂本直幸委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

4番 池田 委員

5番 岡崎 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから4ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市窪津です。(位置は、津呂付近です)

登記地目は畑、面積は281㎡です。

詳細な位置図については、2・3ページをご覧ください。

申請理由は、前所有者である実母の実家があり、取り壊し後に譲り受け、それ以来宅地扱いの状態です。毎年草刈りをして管理をして来ましたが、平成29年の地積調査で畑に変更されました。しかしその後税務課固定資産税係の調査では雑種地であることになり、雑種地で課税されていることから、現況に合わせる形で雑種地に変更したいとのことです。

現況は雑種地となっており、耕作放棄地となっていることから、農地の地目を畑から雑種地に変更するため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準(抜粋)で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた

土地

- ② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地
- ③ 人工的に転用した土地で転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
- などとなっています。

現況写真は、4 ページをご覧ください。

(周辺の農地にも特に支障がなく) 今回の件は②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当するものです。

自然かい廃、農地への復旧ができない土地という点では必ずしもそうとはいえない土地の状況ですが、その他の非農地判断の基準として、「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること」という要件もあり、宅地取り壊し後、約 30 年近く耕作されていない状況で今後も耕作の予定はなく、継続利用は見込めないと思われることから、この基準に該当す

ることとしております。

以上の申請を8月18日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

事務局
田邊

今日地区担当委員の方がお休みのため、現地確認に同席した事務局田邊の方から補足説明させていただきます。現場の方は津呂の集会所の斜め下ぐらいになります。4ページを見ていただけますでしょうか。

少しわかりにくいと思いますが、家が建っていた所なのでけっこう石等あり、農地に戻すのは大変ですねと坂本委員とお話をしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします

安田委員

この議題については、意義はないです。

一点だけいいですか。雑種地で課税されてて、地目が畑で不便と

書いていますが、なぜ不便なんですか。転用したいので雑種地とした
いのか。

事務局岡崎

今後どうしていくかまでの詳細は聞き取りできていないですが、申請
理由から今後転用等する場合に地目が畑のままだと不便という意味
もあるかと思われます。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
岡崎

それでは、

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について、説明いたします。

5条申請ですので、他人が所有する農地を農地以外にする場合の申請です。市の審査の後、県で許可の審査をすることになります。

5ページから9ページをご確認ください。

まず5ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおりで、2筆あり、地目、現況ともに2筆とも畑となっており、面積は合計で20.36㎡です。申請地の位置は、6ページをお願いします。旧松尾小より南の共同墓地付近になります。

転用の目的は、倉庫設置と資材置き場のため所有権移転をしたいものであり、理由については、石材業を営んでいる転用者は申請地域の出身であり、現場の共同墓地では今も数多くの墓石の設置工事を手掛け

ており、事業拡大に伴い、資材保管スペースの確保と輸送コストの削減を目的に現地に倉庫と資材置き場を設置したいとのことです。

資金調達については、全額を自己資金により設置・転用します。

現況写真については、7ページをご覧ください。

8ページに、事業計画図を添付しております。上側が北になり、下側が墓地、右側が道、上側・左側は農地ですがいずれも申請者の土地となります。

排水については、雨水は自然浸透させ、生活排水等の汚水は排出しない計画となっております。

9ページをお願いします。

意見書（案）について、説明いたします。

申請者の住所等及び申請に係る土地については、記載のとおりです。

事業計画について、着工は、許可日からすぐに行うこととなっております。

農地の区分については、その他の農地となります。

検討事項の1、農地の区分と転用目的について、

申請土地が、周辺に第3種農地を含む代替地がありませんでしたので、意見は「適当」としてしています。

2の資力及び信用については、自己資金により設置等することとな

っており、銀行の残高証明でも確認しており、「適当」としております。

3の項目については、該当ありません。

4の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、関係機関との協議等整っているため、「確実」としています。

5の行政庁の免許、許可、許可等の処分の見込みについては、私有地内であり、今回の転用内容については開発許可や道路工事許可は不要となっておりますので、「確実」としています。

6の農地以外の土地の見込みについては、倉庫及び資材置き場として利用するため、「確実」としています。

7の計画面積の妥当性については、公図等の資料を確認しまして、20.36㎡と必要最小限度の転用が妥当であると考えられますので、「適当」としています。

8の項目については、該当ありません。

9の周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、被害防除計画も立てており、生活排水等の汚水は排出もなく、舗装等も施さないことから、日照及び排水についても周辺農地への問題はないとされています。

10の一時転用については、一時転用ではないため「適当」としていま

す。

(右側の) 意見の決定については、本日の会で許可が出た場合に、本日の日付で県へ送付していくようになります。

以上の申請が 8 月 18 日付けでありまして、同日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっております。

以上、申請書類等に不足はありませんでした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

池田委員

先月 25 日に事務局と現地に行ってきた。現地は松尾の共同墓地の西隣になります。事務局の説明通りです。なんら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長
(上野会長)

具体的な倉庫の図面等はあるのでしょうか。

事務局
田邊

申請書の中に添付されてます。あらたに基礎工事をして建てるのではなく、出来上がった物を組み立て設置する感じですか。イナバ物置のような物です。

議長
(上野会長)

わかりました。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請に係る意見の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、議案第3号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年10月6日(金)午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで9月定例総会を閉会といたします。